

平成31（2019）年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表（確定）

市町名 矢板市

【問い合わせ】
 市町担当課名 子ども課／健康増進課（イノリソグ・高齢者用肺炎球菌）
 郵便番号 329-2192
 住 所 矢板市本町5-4
 T E L 0287-44-3600（子ども課）
 0287-43-1118（健康増進課）
 F A X 0287-43-5404

種 別	年齢区分	委託料 (消費税含む)	備考
ジフテリア、百日せき、 急性灰白髄炎、破傷風 (DPT-IPV)	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	10,800 円	
ジフテリア、百日せき、 破傷風 (DPT)	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	5,400 円	
ジフテリア、破傷風 (DT)	11歳以上13歳未満の者	5,400 円	小学6年生に通知送付します。
麻しん、風しん (MR)	1期 生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	11,880 円	
	2期 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生まれ	10,800 円	
麻しん	1期 生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	6,480 円	
	2期 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生まれ	6,480 円	
風しん	1期 生後12月から生後24月 に至るまでの間にある者	6,480 円	
	2期 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生まれ	6,480 円	
日本脳炎	1期 生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	7,560 円	【特例対象について】 ①平成11年4月2日～平成19年4月1日生 まれの者は、20歳になるまでの間、定期接種 の対象となります。 ②平成19年4月2日～平成21年10月1日 生まれて1期（3回）の接種が終了していない 者は、9歳以上13歳未満の間、1期の未接種 分を定期として接種することができます。
	2期 9歳以上13歳未満の者	7,560 円	
	特例 対象 9歳以上20歳未満の者	7,560 円	
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	6,480 円	
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	9,720 円	
子宮頸がん	平成15年4月2日～ 平成20年4月1日生まれ	16,200 円	対象は小学6年生～高校1年生相当の女子
H i b (インフルエンザ菌b型)	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	8,640 円	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	10,800 円	
水痘	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	9,720 円	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	7,560 円	
予診のみ		設定無し	

特記事項

「請求書兼報告書」に押印する印鑑については、医療法人の場合は法人印をご使用ください。また、インク付印は請求印として認められませんので、必ず朱肉を使用する印鑑を押印してください。

★以下の場合は、支払不可となります。ご注意ください。

- ・対象年齢（年齢区分）に該当しない場合
- ・生ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの間隔が27日以上あいていない場合
- ・不活化ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの間隔が6日以上あいていない場合